

第 19 回太子町農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和7年7月22日(火) 午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(13名)

- | | | |
|-------|-----|----|
| 1番委員 | 赤松 | 光男 |
| 2番委員 | 前田 | 俊春 |
| 3番委員 | 新 | 多恵 |
| 4番委員 | 大西 | 正美 |
| 5番委員 | 山田 | 幸雄 |
| 6番委員 | 森川 | 徹夫 |
| 7番委員 | 塚本 | 芳文 |
| 8番委員 | 朝生 | 憲敏 |
| 9番委員 | 倉橋 | 輝明 |
| 10番委員 | 塚原 | 栄一 |
| 11番委員 | 檜皮 | 由美 |
| 12番委員 | 長谷川 | 秀人 |
| 13番委員 | 松本 | 雅邦 |

農地利用最適化推進委員(7名)

- | | |
|-----|----|
| 首藤 | 俊彦 |
| 八木 | 正実 |
| 佐々木 | 茂美 |
| 菅原 | 清隆 |
| 玉田 | 隆良 |
| 森川 | 明久 |
| 北川 | 智一 |

欠席委員

- | | | |
|-------|----|--------|
| 14番委員 | 廣岡 | 正義(1名) |
|-------|----|--------|

農業委員会事務局職員

- | | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 栗岡 | 秀成 |
| 事務局員 | 出田 | 貴樹 |
| 事務局員 | 藤澤 | 寛将 |

事務局 定刻になりましたので、第 19 回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 19 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、12 番委員 長谷川 秀人及び 13 番委員 松本 雅邦を指名します。

議 長 今月の報告事項は 1 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3 条申請 3 件となります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：148、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 3 条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町太田 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：895 ㎡、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED] となっています。

本案件は、譲渡人が高齢により農業を続けていくことが難しいため、不動産業者に依頼して農業を引き続きしてくれる方を探していたところ、譲受人が見つかったことで申請に至りました。

譲受人は、新規就農者になりますが、令和 7 年 6 月に姫路市林田町に約 2,000 ㎡、本案件の申請地と隣接する下太田に約 2,000 ㎡を取得し、合わせて約 4,000 ㎡の農地を所有しています。林田町の農地では山椒を栽培し、本件の新規就農営農計画書では、ぶどう山椒を 25 本植栽し、山椒の苗は和歌山県有田町の [REDACTED] から購入予定で、[REDACTED] に山椒作りを指導してもらう予定です。

耕作機械は、耕耘機、草刈機、コンバインを各 1 台ずつ所有しており、現在は姫路市にテナントを借りて保管していますが、今後は、下太田の農地に農業用倉庫を建設予定です。

地区別農業委員会時に申請地を確認したところ、隣接農地と高低差があり、大量の水が溜まっていることは、山椒の苗を植える時期は春であり、それまでに畔や堰板を修繕し対応すると聞いています。また、従事日数については、150 日従事し、周辺地域との関係に支障はなく、地域の話し合い活動、取り決めに遵守し

て活動をしていくとのこと。地域計画策定前の地域ですので、支障ありません。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

佐々木委員 本案件の申請地は、サンスイミングスクールから [REDACTED] に位置します。譲渡人は84歳で農業を続けていくことが難しいため、不動産業者に依頼して農地の買い手を探していたところ、譲受人が見つかり売買契約が成立したことで3条申請に至っています。

譲受人は、姫路市綿町に在住の44歳で新規就農者になります。先月、姫路市に約4,000㎡の農地を取得され、譲受人が経営予定のレストランで山椒を使った料理を提供する思いがあり、それが農業を始めたきっかけと聞いています。今後は、本人、奥様、山椒栽培を教えてもらう知人で耕作していき、耕作機械は、耕耘機、草刈機、コンバインを各1台ずつ所有しておりますので、問題はないかと思います。以上のことから、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

新委員 現在は、農機具を姫路市に借りているテナントで保管していると聞きましたが、今後はどこに農機具用倉庫を建設予定ですか？

事務局 下太田に農機具用倉庫を建設予定です。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：149 区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町佐用岡 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：13㎡、太子町佐用岡 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、

面積：79 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

本案件は、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、農業経験がなく管理に困っていたところ、当該地の北側在住の譲受人が管理していくことで話がまとまり本申請に至りました。

譲受人は、太子町内の自作地で約 1,000 m²の農地で水稻をしています。取得予定の農地では、タマネギ、キュウリを作付け予定で、耕作機械については、トラクター、乾燥機、コンバイン、田植機を各1台ずつ所有しています。

また、農作業従事日数については、200日従事していることを確認しています。地域の話し合い活動等に引き続き参加し、取り決めに協力し営農していくとのこと。地域計画公告前の地域ですので、変更等も支障ありません。事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

玉田委員 申請地は、譲受人の家屋の前になります。譲受人は、譲渡人から農地の管理を依頼され、草刈り等を行っていましたが、このたび双方で話がまとまり本申請に至りました。譲受人の家屋前なので、庭や侵入通路にしてしまうのではないかと聞いたが、現状に満足しているので畑として管理していくと確認しています。

譲受人は、自作地で水稻をしており、取得予定の農地では、タマネギ、キュウリを作付け予定で、耕作機械については、トラクター、乾燥機、コンバイン、田植機を各1台ずつ所有していることから、今後も適正に農地管理をしていくことと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、本件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。

次の案件に入ります。本件は、譲受人が[REDACTED]でありますので、関係者は審議に参加できません。[REDACTED]委員は審議の間、退室願います。

[REDACTED] (会議室より退室)

議 長

事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号：150、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町岩見構■■■■■■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：850㎡、譲受人：■■■■■■■■■■、譲渡人：■■■■■■■■■■となっています。

本案件は、譲渡人が奈良県在住のため、農地管理に困っていたところ、交友関係にあった譲受人が代わりに農地の管理をするという話でまとまったが、当該地がほ場整備により岩見の里営農組合の管理（営農）地内であったことから譲受人が組合員になったことで本申請に至りました。

譲受人は、太子町の認定農業者であり、現在、町内で約10,000㎡の農地を耕作しています。取得予定の農地では水稻を行う予定です。耕作機械については、耕耘機を1台、トラクター4台、コンバイン1台、田植機2台、乾燥機2台、農業用自動車3台を所有しています。

また、農作業従事日数については、300日従事していることを確認しています。ほ場整備完了地域内であり、引き続き積極的に地域営農活動に参加し、農道、水路等の共同利用施設の取り決めの遵守および適正利用をしていくことを確認しています。申請地は引き続き、岩見の里営農組合が管理していきますので、地域計画に支障はありません。事務局からの説明は以上になります。

議 長

担当委員は説明をお願いします。

塚原委員

本案件は、譲渡人が奈良県在住のため、土地の管理ができないことから、譲受人に譲渡することになりました。譲受人は、約9丁4反の稲作をしており、耕作機械は50馬力のトラクター1台、60馬力のコンバイン、田植機2台、乾燥機2台、農業用自動車1.5トン1台、軽トラ1台、軽のバン1台の3台を所有しています。

また、農作業従事者は、本人、奥様、息子さんの3人でしており、専業農家です。農業委員として活動されており、引き続き積極的に地域営農活動に参加されますので、以上のことからご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

松本委員

ほ場整備後の営農組合等が管理されている農地の売買について、組合員であれば農地が取得できるが、それ以外の人はいできないのか？

事務局

3条申請の基本的考えとして、譲受人がその譲り受けた農地を適正に管理して

いくことが重要であり、組合員でなければ本人耕作とならず、単なる農地の所有権(名義)だけの移転になり、3条申請の趣旨から外れることになることから、組合員しか取得できないことになります。

議 長 他に質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
それでは[REDACTED]に入室いただきます。

[REDACTED] (会議室へ入室)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもちまして、第19回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前 田 俊 春

議事録署名委員

(12 番長谷川秀人委員)

長谷川 秀 人

議事録署名委員

(13 番松本雅邦委員)

松 本 雅 邦